

第十八條 本總會ハ各地方ノ分會ニ對シテ
 一、其ノ組織ニ對シテ必要ナル事項ヲ決定スルコト
 二、其ノ業務ニ對シテ必要ナル事項ヲ決定スルコト
 三、其ノ經費ニ對シテ必要ナル事項ヲ決定スルコト
 四、其ノ職員ニ對シテ必要ナル事項ヲ決定スルコト
 五、其ノ懲戒ニ對シテ必要ナル事項ヲ決定スルコト
 六、其ノ解散ニ對シテ必要ナル事項ヲ決定スルコト
 七、其ノ合併ニ對シテ必要ナル事項ヲ決定スルコト
 八、其ノ其他ノ必要ナル事項ヲ決定スルコト

(一) 本總會ハ各地方ノ分會ニ對シテ
 (二) 本總會ハ各地方ノ分會ニ對シテ
 (三) 本總會ハ各地方ノ分會ニ對シテ
 (四) 本總會ハ各地方ノ分會ニ對シテ
 (五) 本總會ハ各地方ノ分會ニ對シテ
 (六) 本總會ハ各地方ノ分會ニ對シテ
 (七) 本總會ハ各地方ノ分會ニ對シテ
 (八) 本總會ハ各地方ノ分會ニ對シテ
 (九) 本總會ハ各地方ノ分會ニ對シテ
 (十) 本總會ハ各地方ノ分會ニ對シテ

財團法人協調會大阪支所

ル迄ノ間ニ於ケル緊急事項ニ對シ臨機ノ決断並ニ適宜ノ處置ヲ爲ス事ヲ得

第十九條 中央委員會ハ重要事項ニシテ緊急ヲ要スルモノト會長之ヲ認メタル時又ハ中央委員三名以上ノ請求アリタル時會長之ヲ召集ス

第四章 役員

第二十條 本總同盟ニ左ノ役員ヲ置ク
 會長一名、主事一名、會計一名、中央委員若干名
 部長若干名

第二十一條 會長ハ大會ニ於テ選舉サレ本總同盟ヲ代表シ大會及中央委員會ノ決議ニ基キ一切ノ會務ヲ統理ス

第二十二條 主事ハ大會ニ於テ選舉サレ會長ノ指示ヲ受ケテ會務ヲ處理シ會長不在ノ時ハ之ヲ代理ス

第二十三條 會計ハ大會ニ於テ選舉サレ會長ノ指示ヲ受ケ同盟ノ